

議案第92号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例第7条第2項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第7条第2項の規定による期末手当の内払とみなす。

平成26年12月12日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。